

第1章

流動資産

§ 1 現金預金・受取手形・売掛金

■ 現金及び預金

1 概要

(1) 定義

現金とは、通貨に加え、手元当座小切手、送金小切手など、即時に通貨へ換えられる通貨代用証券を含むものです。

また、預金とは金融機関に対する金銭債権です。

(2) 特徴

現金は高度な流通性を有し、横領の危険が高いため、通常は毎日数量を数え、帳簿残高との照合を行う必要があります。

預金の種類で多く目にするのは当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金です。

2 仕訳例

(1) 事務用品を購入して現金100を支払った。

(借) 事務用消耗品費	100	(貸) 現 金	100
-------------	-----	---------	-----

解説

この場合、現金を対価に事務用消耗品を購入したため、費用である事務用消

第 I 編 貸借対照表

耗品費として借方に記帳し、一方、現金という資産が減少したため、貸方に現金を記帳します。

- (2) 商品を100で売り上げ、対価として現金を得た。

(借) 現 金	100	(貸) 売 上	100
---------	-----	---------	-----

解 説

この場合、商品を販売することにより売上が認識されるので、貸方に売上を記帳し、一方、現金という資産が増加したため、借方に現金を記帳します。

- (3) 商品仕入に係る買掛金1,000を銀行口座から支払った。

(借) 買掛け金	1,000	(貸) 預 金	1,000
----------	-------	---------	-------

3 会計ワンポイント

(1) 現金及び預金の管理について

現金及び預金は、横領の対象となりやすいことから管理は厳重になさるべきです。現金に関しては現金出納帳を作成し、日々の動きを追えるようにします。また、毎日数量を数え、金種表に記録を残します。最終的に現金出納帳残高と金種表合計を照合し、両者が一致することを確認します。預金に関しては最低限、決算期末において金融機関から残高証明書を入手し、総勘定元帳の預金残高と照合する必要があります。

預金通帳と銀行届出印は別の人間が管理し、個人が容易に引き出し可能な環境を作らないことが大切です。

(2) 現金過不足が生じた場合

帳簿への記帳誤りや通貨の紛失などにより帳簿上の現金残高と現金の実際残り高に相違が生じることもあります。この場合、仮勘定としての現金過不足を用いて帳簿上の現金の金額を実際の金額に合わせます。差異原因が判明すれば現金過不足勘定から適切な勘定へ振り替え、一方、決算時点においても差異原因が判明しなければ雑収入あるいは雑損失勘定へ振り替える処理を行います。

仕訳例

a 現金の実際残高が帳簿上の金額より200少なかったため、現金過不足勘定で処理した。

(借) 現金過不足	200	(貸) 現 金	200
-----------	-----	---------	-----

b 上記のうち100は新聞代を支払うために現金を支出したが、その記帳がもれていたためであることが判明した。よって、現金過不足から適切な勘定科目である図書費へ振り替える。

(借) 図書費	100	(貸) 現金過不足	100
---------	-----	-----------	-----

c 現金過不足残高100はその原因が決算日になんでも判明しなかったため、雑損失勘定へ振り替える。

(借) 雜損失	100	(貸) 現金過不足	100
---------	-----	-----------	-----

(3) 銀行勘定調整表

決算日の会社の預金帳簿残高と銀行から入手した残高証明書の残高が相違する場合があります。相違の原因としては、小切手を振り出した際に預金を減少させる処理を採用している会社がいまだ相手先に小切手を手渡していない、いわゆる未渡小切手などが挙げられます。

残高相違の原因を調査し、会社の帳簿残高をるべき残高に調整する方法としては、①銀行勘定残高を出発点として必要な調整項目を加減する方法、②会社帳簿残高を出発点として必要な調整項目を加減する方法、③両者を同時に調整する方法が挙げられます。

(4) 期末の外貨または外貨建預金の換算について**会計処理の留意点**

外貨または外貨建預金を取得した場合は、取得時点での為替レートにより円換算した後、仕訳を起こします。この時、摘要として外貨建の取得価額を記帳しておきます。期末日においても外貨または外貨建預金を保有している場合、

第 I 編 貸借対照表

為替レートの変動による影響額を期末日時点で認識するため、期末日為替レートでの換算が必要となります。その換算方法は、外貨建の帳簿価額に期末日為替レートを乗じることによって日本円に換算し、取得時円換算額と比較します。取得時円換算額よりも期末日時点の円換算額のほうが大きければ為替差益、一方、小さければ為替差損を営業外収益または営業外費用として計上します。

仕訳例

a A社は期中にアメリカの得意先へ当社の商品を100ドルで売り上げ、代金は当社の外貨預金口座に振り込まれた。なお、当日の為替レートは1ドル90円であった。

(借) 預 金	9,000	(貸) 売 上	9,000
---------	-------	---------	-------

b A社では上記の外貨預金を期末日時点でも保有していた。なお、期末日の為替レートは1ドル100円であった。

(借) 預 金	1,000	(貸) 為替差益	1,000
---------	-------	----------	-------

解 説

計算式

$$a \quad 100 \text{ ドル} \times 90 \text{ 円} = 9,000 \text{ 円}$$

$$b \quad 100 \text{ ドル} \times 100 \text{ 円} - 9,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 円}$$

(5) 現金として処理してはいけないもの

手元当座小切手や送金小切手は、現金として処理されますが、すべての小切手が現金として処理されるわけではありません。例えば、入金が後日になる「先日付小切手」は受取手形として処理します。また、金券としての性格を有する収入印紙や商品券等は現金ではなく貯蔵品として処理します。譲渡性預金(CD)は譲渡可能な預金証書のことですが、その名称に預金という文言が付いていても、預金として会計処理するのではなく、原則として有価証券として会計処理します。

(6) キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物

貸借対照表の流動資産に区分されている現金及び預金とキャッシュ・フロー計算書上の現金および現金同等物はそれぞれ範囲が異なります。特に留意が必要なのは、キャッシュ・フロー計算書における現金同等物についてです。

現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資です。具体的には、例えば、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻条件付現先、公社債投資信託が含まれます。よって、貸借対照表上、流動資産に区分されている現金及び預金のうち、3か月を超える、1年内に満期となる定期預金は現金同等物に含まれないことになります。一方、キャッシュ・フロー計算書における現金同等物には貸借対照表上、有価証券として計上されている譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー等が含まれることになります。

資金の範囲に含めた現金および現金同等物の内容ならびにその期末残高の貸借対照表科目別の内訳は、キャッシュ・フロー計算書の注記として開示しなければなりません。

■■ 受取手形

1 概 要

(1) 定 義

受取手形とは、得意先との間に発生した営業取引に関する手形債権をいいます（財規ガイドライン15-2）。

(2) 特 徴

受取手形は、手形法に基づく有価証券です。そのため、売掛金と比較すると、金融機関において早期回収をすること（割引）や、第三者への支払いに利用すること（裏書）が容易になっています。その反面、盗難や不正が起こりやすいため、現物管理には留意することが重要です。

第 I 編 貸借対照表

2 仕訳例

(1) 得意先へ商品を1,000で掛売りした。

(借) 売掛金	1,000	(貸) 売上高	1,000
---------	-------	---------	-------

(2) 翌月末に得意先から現金預金400が入金され、残額600を手形（満期日は3か月後）で受領した。

(借) 現金預金	400	(貸) 売掛金	1,000
受取手形	600		

(3) 翌月に手形300を銀行で割り引き、現金預金270を受領した。

(借) 現金預金	270	(貸) 受取手形	300
手形売却損	30		

(4) 翌月に手形200を仕入先への支払いに充てた（手形の裏書）。

(借) 買掛金	200	(貸) 受取手形	200
---------	-----	----------	-----

(5) 3か月後に手形が決済された。

(借) 現金預金	100	(貸) 受取手形	100
----------	-----	----------	-----

3 会計ワンポイント

(1) 割引手形・裏書手形と不渡り

割引手形とは、受取手形を満期日前に金融機関において割引料を支払って現金化した手形をいい、裏書手形とは、第三者への支払代金として受取手形を裏書譲渡した手形をいいます。

割引手形・裏書手形として現金化した手形が不渡りとなつた場合には、償還請求を受けることに注意が必要です。そのため、会計上は偶発債務として認識されることから、開示にあたつては割引手形・裏書手形の金額を注記することが求められています（財規58の2）。